

クリエイト通信

2010年
1月号

大阪市西区西本町 1-13-38
西本町新興産ビル 7F
クリエイトオフィス 深田
社会保険労務士 深田美代子
TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505
<http://www.create-f.jp/>

【平成22年に予定されている会社まつわる法改正情報についてお知らせします】

<法改正情報>

H22.1月	船員保険の移行	船員保険の職務上疾病・年金部門が労災保険へ、失業保険部門が雇用保険制度へ統合される
	日本年金機構の発足	社会保険庁が日本年金機構になり、社会保険事務所は年金事務所となる
4月	労働基準法の改正	時間外労働の削減(中小企業は猶予措置あり)、年次有給休暇の有効活用など
	育児介護休業法の改正	育児介護休業法に関する紛争調停制度の創設
	医療費の窓口負担の増加	診療報酬の引上げに伴い窓口での自己負担額も増加する
	国民年金の保険料	月額 14,660 円から 15,100 円へ引上げ
	雇用保険料の改定	・雇用保険料率を0.8%から1.2%に引上げ予定 ・雇用保険の加入基準を「6ヵ月以上の雇用見込+週20時間以上」から「31日以上の雇用見込+週20時間以上」へ拡大 ・雇用保険未加入者の遡及加入時の時効(2年)を撤廃
6月	未就職者支援	未就職卒業者の試験的雇用を受入れる企業に月8万円を支給
	子ども手当の支給開始	子ども手当が6月から支給開始される(1人あたり月 13,000 円)
	育児介護休業法の改正	短時間勤務制度・所定外労働免除・男性の育児休業取得促進策、介護休暇制度創設の義務化(中小企業は H24 より)
8月	児童扶養手当	母子家庭と同じく父子家庭にも支給開始される
9月	協会けんぽの健康保険料	8.2%から9.3%程度へ引上げ
	厚生年金の保険料	15.704%から16.058%へ引上げ
H23.1月	所得税の扶養控除(15歳以下)の廃止	子ども手当創設にともない一般扶養控除(38万円)が廃止
	特定扶養控除(16歳以上19歳未満)の縮小	高校授業料無償化にともない、特定扶養控除が63万円から38万円に縮小される
未定	労働者保険法の改正	・登録型派遣、製造業派遣、日雇派遣の原則禁止 ・派遣制限期間を超えた労働者への直接雇用義務など

今年昇給や賞与を決める際には、法定福利費の上昇分も見越して決定して下さい。